

令和元年台風第19号に伴う災害に関する「経営安定関連保証 (セーフティネット保証4号)」の指定について

この度の令和元年台風第19号の影響で被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

令和元年台風第19号に伴う災害発生を受け、経済産業省は影響を受けた中小企業・小規模事業者への資金繰り支援措置として、「経営安定関連保証(セーフティネット保証4号)」の対象となる地域及び期間を指定しました。県内における指定地域及び期間は以下のとおりとなりました。

1. 県内における指定地域(6市5町3村)

宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、気仙郡住田町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町

2. 指定期間

令和元年10月12日から令和2年1月17日まで

「経営安定関連保証(セーフティネット保証4号)」は一般保証限度とは別枠での取扱いとなりますが、他の別枠制度をご利用されている場合は利用できない場合もありますので、詳しくはお近くの当協会窓口や特別相談窓口までご連絡ください。